

《論 文》

グリーン成長戦略と国民的諸制度の連関に関する考察 — 北欧ビジネスモデルおよび CSR を中心に —

長 岡 延 孝

1 SDGs 時代のグリーン成長論

近年、地球システムの境界を明らかにし、人間活動によって既にいくつかの分野で不可逆的な劣化が認められるとする研究が進んでいる (Steffen 2015)。こうした研究にも動かされ、環境に関する全球的な危機感が広がっている。2015年には、気候変動に関するパリ協定の合意、および国連2030年目標 (持続可能な開発目標, SDGs) の採択によって、「持続可能な発展」に向けた国際社会の取り組みは新たな段階を迎えた¹⁾。

筆者は持続可能な発展論を探求するにあたり、近年注目を浴びるグリーン成長論に着目し、北欧を一つのフィールドとしてその研究を進めてきた (長岡 2014)。OECD (経済開発協力機構) や UNEP (国連環境計画) から提起されたこの成長戦略には、数多くのアクターが関与を深め、既に各ガバナンス・レベルで多様なアプローチが構想されている。またその際に留意すべきなのは、それらのアプローチの性格が制度的な諸要因によって大きな影響を受けるということである。北欧のグリーン成長の場合は、伝統的な福祉国家に代表される諸制度によって条件づけられると筆者は考えており、本稿はその特徴を解明する研究の一環である。そこで本稿では近年の政策論議の動きを追い、その特徴と可能性等について考察する。

従来から北欧の主要諸国 (デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン) は、環境保護に向けた国際社会の取り組みを支援し、国際会議や国際条約に前向きであった²⁾。同時に、各国内においても、福祉と環境を統合する諸政策がこれまで実施されてきた。各々個性を持つと同時に共通点も備えるこれらの国々は、経済競争力、社会的包摂性、環境保護を対象とした国際比較調査においても、ほとんど上位に位置している³⁾。その原因追究は、充分、学問的探求に値するものと思われる。

グリーン成長戦略論の研究も順調に積み上げられてきている。近年、環境・エネルギー・資源政策がますます経済・ビジネス政策と一体化しつつあり、これに関する北欧協力組織で行われている一連の調査、研究は先駆的かつ実践的でもある。また、この議論の基礎をなす国家の諸制度とビジネス行動の連関をめぐっては、ノルウェー・ビジネススクールの A・ミッドトウンのグループや、マンチェスター・ビジネススクールの R・ウィットレーの国民的ビジネスシステム論が注目される。これらの研究は、イノベーションと知識経済化を重視したコアコンピタンスの強化、公共セクターの戦略的な活用、グローバル経済を見据えた官民協調など、他国にも参考となる政策も少なくない。

本稿ではまず、グリーン成長論と受容について回顧し、EU や北欧協力組織でそれがどのよ

うに捉えられているかを整理する。次に、近年の一つの特色としてグリーン・ビジネスモデルの研究と支援政策が積極的に行われていることを紹介する。さらに、ビジネス活動はグローバル市場を見据えていても、同時に社会的諸制度への「埋め込み(embeddedness)」も無視しえないことから、ビジネスと社会諸制度の連関についてCSR論を援用しながら考察する。こうした検討を通じて、グリーン成長論における北欧的な類型がありうるのか探求してみたい。

2 グリーン成長戦略の提起と波及

政策環境の変化とグリーン成長の要請

世界の経済政策をめぐる環境は、近年大きな転換を余儀なくされている。米国の政治的混乱や中国の大国への意思、プーチン政権によるロシアの復興は、経済面のみならず地政学的、国際政治学的にも世界の地殻変動を促している。近年の経済政策上の変化を導いた主要因として、次のような諸事情があげられよう。

まず第1に、2008年に発生した世界同時金融危機(Great Recession)は、グローバル・レベルで経済政策環境のシフトを要請するものとなった。すなわち、大規模な世界恐慌の危機を最小限に食い止められたのは、先進国と新興国(G20)の協調的介入によるところが大きかった。これは1980年代以降の主流である新自由主義経済政策が行き詰まり、ケインズの再発見を含む介入主義が再評価される契機となった(Skidelsky 2010)。

第2に、新自由主義的経済政策が早期かつ大規模に実施されてきた英国と米国において、結果的に一般労働者が受容できない程の格差拡大を生み、「オキュパイ・ウォールストリート」に例示される異議申し立て運動が盛んとなった(Reich 2017)。英国のEUからの離脱の背景を考察しても、移民・難民の急増があるとはいえ、中間層の抱く懸念が一大要因として指摘されている(スティグリッツ 2016)。

第3に、国際連合は2015年、ミレニアム開発目標(MDGs)の後継となる国連2030年アジェンダ(SDGs)を採択した。加えて同年、気候変動に関してやはり京都議定書の後継であるパリ協定に合意し、翌年、早々に発効に至った。SDGsは社会、環境、経済発展での相互関連を重視しつつ、全世界のアクターが取り組むべき目標を17に集約したものである(蟹江 2017)。特に環境関連項目が数多く設けられ、パリ協定と手を携えて推進することが求められている。

国際金融危機に際して当時のオバマ米国大統領は、「グリーン・ニューディール」と呼ばれる、再生可能エネルギー分野の振興を軸にした環境産業重視の成長論を提起した。超大国が環境投資と産業振興を通して経済再生と雇用拡大の双方を目指したことが、重大な意味を持った。環境分野での起業や雇用面で、期待されたほどの成果は上げられなかったとはいえ、新規政策アイデアの世界への長期的な波及力は甚大である(イエーニッケ他 2012)。

2017年にトランプ政権が誕生したことによって、米国のみならず世界の環境政策の後退が懸念されている。しかしその米国国内では、有力企業や州が連邦政府の立場とは別に、独自の積極的対応の意志を示しており、かつてブッシュ大統領が京都議定書を否定した状況とは大いに異なっている。EUはもちろんのこと、中国を含む主要国も環境政策の推進を緩める様子はほとんど見受けられない。長期的観点からすれば、脱炭素社会化、循環型経済の構築、省エネルギー

ギー、遺伝資源の持続的利用といった主要分野で、環境対策の後退はないだろうと考える識者は多い⁴⁾。

このようにグローバルに政策環境がシフトする中、グリーン成長戦略はOECD閣僚理事会宣言(2011年)が契機となって先進国が取り組みを開始した。しばしば引用されるその定義は次のとおりである。すなわち、「自然資産がわれわれの健全で幸福な生活の拠り所となっている資源と環境サービスを提供し続けることを確実にしながら、経済成長と発展を促進してゆくことである。このためにグリーン成長は持続可能な発展を支えし、新たな経済的機会をもたらす投資とイノベーションのための触媒にならねばならない」(OECD 2011: 9)。国連SDGsと照合してみると、グリーン成長は目標12(持続可能な生産・消費)だけでなく、ジェンダーや雇用、エネルギーや気候変動などの諸目標に組み込まれていると考えられる。

グリーン成長の政策分野も影響も多方面にわたり、次のような成長機会が期待される。それらは、①資源と自然資産の利用効率を高めるインセンティブとなる、②新たなエコロジー政策や枠組み条件の下でイノベーション機会が活性化する、③クリーンテックと財・サービスへの需要を刺激することで新市場と雇用機会につながる、④政府の環境問題への対応が予測可能なため投資家の信頼度が高まる、⑤マクロ・バランスの改善、資源価格の安定、公共支出の見直し、汚染への課税による収入増などで財政健全化につながる、などである。

EU および北欧地域圏レベルでのグリーン成長戦略

EUとしてグリーン成長を前面に打ち出したのは、「ヨーロッパ2020」成長戦略(2010年策定)においてであった。リスボン・プロセス(2000年-2010年)では、知識基盤型社会の構築に目標が置かれたが、後継のヨーロッパ2020はそれに加えて持続可能な成長と社会包摂的成長を目標に据えたのである⁵⁾。EUはこの戦略を通じて、エコロジーと生活の質を実現すると同時に、何よりも雇用創出につなげるというねらいを持っている。これを受け、スマートな成長(デジタル社会化、イノベーション、若者の教育)、持続可能な成長(資源効率、グローバル時代の産業政策)、そして包摂的成長(技能と仕事、貧困撲滅)という、7項目にわたる重点的フラッグシップ・イニシアチブを立ち上げた。

EUレベルの環境政策の基本指針としては、1973年以降、多年度の環境行動計画が立てられている。とりわけ天然資源の持続的な使用の分野では、2002年に始まる第6次行動計画以降、その取り組みが本格化した。現在の第7次環境行動計画(2014年-2020年)においては、①自然保護と生態系の回復力の強化、②持続可能で資源効率の高い低炭素成長の促進、③健康に対する脅威への取組といった優先目標を掲げた⁶⁾。具体的対応としては、環境に有害な補助金の段階的廃止、課税対象の労働力から汚染への移行、環境法実施における加盟各国と欧州委員会間の連携協定の締結、EU予算の環境関連支出を追跡する仕組みなどがある。

北欧地域圏(メガリージョン)に目をむけると、加盟国間のグリーン成長に向けた積極的協調が目覚ましい。共通の歴史的、文化的背景のもとに、緊密な政府間協力を築いてきた北欧諸国は、広域地域圏、国民国家、リージョン、ローカルそれぞれのレベルで政策的実践的模索を続けている。市場経済システムの類型論によれば、北欧資本主義は他と区別される独特の個性を

有している。たとえば、A・サピールが労働市場政策の分析を通じて、北欧モデルを効率性と平等性を両立させた類型であると評したことが知られている(Sapir 2006)。

政策立案・実施で中心的な役割を担うのが北欧閣僚会議であり、メガリージョンを視野に協力を深めている。グリーン成長をめぐっては2011年、5か国の首脳が北欧閣僚会議に対してグリーン成長のためのセクター横断的な戦略を立ち上げるよう指示した。その答申「グリーン成長を主導する北欧地域」の中で、エネルギーの効率化、持続可能なエネルギー、環境意識、イノベーション・研究・イニシアチブ、環境・気候分野において、共同で取り組みを進めるよう提案された(Nordic Council of Ministers 2011)。そうすることで、北欧がグリーン成長に寄与し、ひいては国際社会やEUにおける北欧のプレゼンスの高揚を意図している。特に重点的分野・産業セクターに挙げられたのは、エネルギー、バイオ分野、建設分野、循環型経済(circular economy)の構築、交通システムおよび人工化学物質の管理である。これらはEUレベルの政策との擦り合わせの下で推進されている。

国境を越えるネットワーク化組織

先に、北欧首脳によるグリーン成長のためのイニシアチブを指示し、北欧閣僚理事会を中心にイニシアチブが開始されたことを指摘した。これを受け、北欧全体でネットワーク化できる組織を立ち上げたり、既存の機関を活用するなどして、すぐさま取り組みを開始した。これらは国境を超える、広域圏の協力形態としても参考になると思われる。

主要なネットワーク化組織は以下のとおりである⁷⁾。

①Nordic Energy Research：エネルギーをめぐる北欧協力は、すでに石油危機直後の1975年に始まっており、この組織は1999年に北欧閣僚会議のもとに設置された。活動の基本は研究プロジェクトの資金を提供し、そこで企業、研究機関、政策担当者のネットワークを形成するものである。そのネットワークには2種類あって、一つは研究ネットワークでコストの85%を上限に支援しており、二つ目は60%まで支援する産業ネットワークである。プロジェクトには最低3か国からの参加者が必要とされ、4年ごとに募集を行っている。エネルギーと運輸に関するプログラムが比較的的成功しているとの評価を得ている⁸⁾。順調に進展できた参加者が、引き続いてEUのプログラム(EU Horizon 2020 program)に応募する事例も多い。

②Nordic Innovation：これは貿易、産業、イノベーション分野での重要な協力組織となっている。環境分野ではエネルギー効率化の研究が重要課題であり、ナノテクノロジーを利用したエネルギー効率化、建築物の省エネルギー、さらにはグリーン・ビジネスモデルの研究などの取り組みを行っている。とりわけ建築物の省エネ化のプロジェクトはよく知られている。グリーン・ビジネスモデルについては後に論じることにする。

③NordForsk：これは北欧閣僚会議が2005年に設置した研究促進のための組織であり、とくに国境を越えたネットワークの構築を目的としている。5か国の審議会、大学、研究機関が、地域圏レベルで設定された研究目標を達成するために研究費を供給している。グリーン成長分野では、トップレベル・リサーチ・イニシアチブが最大規模の気候変動研究イニシアチブとなっている⁹⁾。

④その他に、アイスランド、フェロー諸島、グリーンランド、ノルウェー沿海部の協力(Nordic Atlantic Cooperation, NORA)、遺伝資源の多様性の保存組織(Nordic Genetic Resource Center, NordGen)、地域経済に関する研究機関(Nordregio)などがあり、それぞれが個性的で成果もあげており、非常に興味深いものがある。

これらの機関は多年度の研究プロジェクトを組織、支援し、北欧リージョン全体の課題を明らかにしようとしている。そうした調査結果と研究成果は、アカデミクスでの研究と現場の政策担当者をつなぐものであり、最新であると同時に実践的な性格をも持っていることに注意すべきである。

3 グリーン・ビジネスモデルの研究と支援政策

新しいビジネスモデルの提起

グリーン成長戦略はインクリメンタルなイノベーションだけでは不十分であり、よりラディカルなシステム・シフトや産業構造の転換を推進できるような、グリーン・イノベーションが必要である。その中には、新しいビジネスモデルの創造も含まれ、グリーン成長を推進する大きな可能性を秘めている。北欧閣僚会議やOECDはグリーン・ビジネスモデルの調査、研究を行い、それらを分類して各モデルに応じた支援策を模索している。ここでそれらを整理し紹介しておきたい。

まず、イノベーションの引き金となるようなグリーン・ビジネスモデルは、従来型のグリーン・ビジネスとはどう違うのだろうか。北欧閣僚会議のグリーンペーパーによれば、伝統的なグリーン・ビジネスは主に製品の改良を対象としており、省資源・省エネルギーで生産された、エネルギー効率性の高い環境対応製品を生み出すことを指していたという(ORA 2010)。

これに対し、グリーン・ビジネスモデルを採用する企業は、需要者側の管理にまで着目し、ライフサイクル全体を視野に入れた製品・サービスを検討することによって、環境負荷の低減を図るものである。自らの業務自体はもちろんのこと、バリューチェーン全体のグリーン化が資源生産性を上昇させ、短期・長期で競争力を高めつつ新たなマーケットを開拓できる可能性がある、と指摘している。

グリーン・ビジネスの分類と分析

北欧閣僚会議のグリーン成長プログラムでは、グリーンペーパーの検討を通じて、既存企業の取り組みを調査し、また米国環境保護局による研究(EPA 2009)などの研究蓄積をも参考にしながら分類を行った(Nordic Council of Ministers 2012a)。すなわち、エネルギー・資源節約などの環境負荷低減を通じて需要者にも利益が得られるような、供給者・需要者双方にとって有益なモデル(インセンティブ・モデル)、およびライフサイクル的視点からバリューチェーン全体の環境負荷低減を図ろうとするモデル(ライフサイクル・モデル)へと、大分類した。これらの分類の下にさらなるサブモデルが提示された。グリーン・ビジネスモデルの分析・提言は、企業経営者と政策担当者に参考となるものであり、北欧では比較的新しい政策志向である。

まず第1に、表1に掲げたのは、需要者に対してバリューチェーンの一部または全体をグ

表1：インセンティブ・モデル

	ビジネスモデル	業務内容	企業の例
I-A	機能の販売サービス	機能の販売によって、消費者は機能の対価を支払う	Volvo Aero
I-B	エネルギー節約サービス	企業のビルや公的建築物のエネルギー使用を最適化して利益を得る	Danfoss Solution
I-C	化学物質管理サービス	化学物質の供給と管理において長期的な責任を負う	SAFECEM
I-D	建築分野の管理運営サービス	長期契約で建築物の建設、管理運営を行い、ライフサイクルコストを低下させる	Allfarveg

(出所) Nordic Council of Ministers (2012a: 23), Table 1.

表2：ライフサイクル・モデル

	ビジネスモデル	業務内容	企業の例
II-A	グリーン・サプライチェーン・マネジメント	サプライチェーンにおける原料、部品、製品、サービスのグリーン化とコスト削減	IKEA
II-B	回収管理	生産者責任の下で、使用された製品を回収する制度の構築とコスト削減	Desso
II-C	ゆりかごからゆりかごへ	生産過程で生じた廃棄物を技術的または生物学的に再利用する	Gabriel
II-D	産業共生	廃棄物と副産物を再利用する企業間ネットワークの形成	Kalundborg

(出所) Nordic Council of Ministers (2012a: 24), Table 2.

リーン化するインセンティブを与える(I)インセンティブ・モデルである。これは製品販売からサービス提供へという価値創造の変更、ひいては産業構造の変化を目指す。簡明に説明すると、(I-A)製品ではなく機能を販売するサービス、(I-B)エネルギーの節約・最適化を提案するサービス、(I-C)人工化学物質の供給、管理、削減を長期的に行うサービス、(I-D)主として公共建築物の設計、建設、融資、運営、メンテナンスを請け負うサービスである。いずれも、多くの具体的な企業のケーススタディを通じて、収益面のプラスと環境負荷のプラスとを明らかにし、モデル化を図ったものである。

第2の、バリューチェーンの全体または部分をグリーン化する(II)ライフサイクル・モデルも、いくつかのカテゴリーに区別することができる。表2に見るように、それぞれ(II-A)サプライチェーン全体を視野に入れて、原料、部品、製品、サービスのグリーン化とコスト削減を同時に図ること、(II-B)生産者責任の下で、使用済み製品の回収システムを構築しコスト削減も図ること、(II-C)生産過程で生じた廃棄物を技術的または生物学的に循環させるビジネスモデル、(II-D)廃棄物と副産物を再利用する企業間ネットワークの形成、に分類される。

北欧協力組織によるこうしたモデル化と分析に基づいて、OECDの報告書では、それぞれを促進する政策が提案されている(OECD 2013)。すなわち、前者のインセンティブ・モデルに関しては、公共部門の効率化、長期契約の柔軟化、基準の設定、評価機関の設置を提案している。また、ライフサイクル・モデルの促進策としては、グリーン公共調達、リサイクルのインフラ整備、基準の設定、素材・化学物質のR&D促進などを推奨している。これらは今後、より具体的にその実効性が検討されねばならないだろう。

4 国民国家の諸制度とビジネスの倫理¹⁰⁾

ビジネスに求められる行動規範と CSR の制度主義的議論

それでは、こうした新たなビジネスが従来のガバナンス構造の中でどのように捉えられるのだろうか。この問題をより一般的な企業・社会関係の中に置き、とりわけビジネスの倫理や CSR 論を導きの糸として考察したい。というのも、CSR は企業の当該社会への埋め込みの様態を理解する助けになるからである。

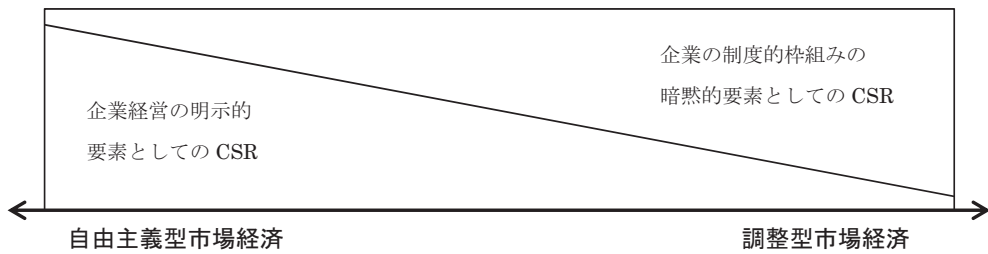
企業を単なる利潤追求の経済組織としてではなく、ステークホルダーとの関連性の下に置き、つまり社会に埋め込まれた組織として捉える CSR は、1950年代の米国企業経営に起源を求めることができる。つまり、ビジネスがコミュニティに対する責任に目覚めたのは1950年代頃からと言われ、それ以前はフィランソロピ的な活動が主であった。その後、都市の荒廃、人種差別、環境汚染といった個別の社会問題が発生して、企業との関連が問われるようになった。そうした課題を受けて、経営の見直し、企業倫理の再検討、情報公開などの対応へと拡大していった(Carroll 2008)。

21世紀に入る頃から CSR 論は、国際社会の強いイニシアチブが契機となって新たな段階を迎えた。すなわち国連を舞台に、「人権のメインストリーム化」を掲げたコフィ・アナン事務総長がグローバル・コンパクトを主導し、国際政治学者ジョン・ラギーが担当した『保護・尊重・救済：ビジネスと人権のためのフレームワーク』、および『ビジネスと人権に関する指導原則』が規範として認知されるようになった¹¹⁾。

また、OECD は2011年に「多国籍企業のガイドライン」を改訂し、人権尊重項目を盛り込んだ。加えて、ILO(国際労働機関)も「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」の改定や、ISO の社会的責任規格(ISO26000)の発行、およびグローバル・レポーティング・イニシアチブ(GRI)による持続可能性報告ガイドラインのアップデート(2011年)も、同じ流れの中で理解される。この間に発生した国際金融危機が、規制緩和路線や深刻化する格差問題とともに、社会運動に大きな影響を与え、ビジネス倫理についての社会的な疑念と批判を引き起こしたことは先に述べた通りである。

EU レベルでは今世紀に入る頃から、EU 委員会が市場統合から利益を得るビジネス側にも相応の社会的貢献を求めるべく CSR の議論を開始した。そして2001年のグリーンペーパーの中で、企業がステークホルダーとの意思疎通を図りながら、社会や環境への配慮を自らの事業活動に自主的に組み込むよう求めた(European Commission 2001)。こうした姿勢は、国際金融危機後に強化されている(European Commission 2011)。

北欧でも広域圏レベルや国家レベルで CSR 支援策を講じてきた。ただ、その議論に進む前に、ビジネス活動と社会諸制度の関係について一瞥しておきたい。すなわち、ビジネスの中にはグローバル市場の動向をより重視するセクターや企業があるのは当然であるが、足元の国の政治経済的諸制度に埋め込まれている側面も決して過小評価してはならない。CSR も国民的諸制度から各種の影響を受けており、その関係性のフレームワークに関して多くの研究が積み重ねられてきた。



(出所) Matten and Moon (2008), p.411, Figure1 を一部改変。

図1：明示的CSRと暗黙的CSR

企業行動が国民的諸制度とビジネス環境から大きな影響を受けるとする視点からの研究として、国民的ビジネスシステム・アプローチ(NBS)が注目される。NBSアプローチはマンチェスター・ビジネススクールのR・ウィットレーによって提唱され、CSR活動の国民的相違の研究に大きな影響を与えた(Whitley, 1999)。NBSとは歴史的に形成された諸制度の国民的枠組みを意味し、政治・金融・教育・労働・文化の諸システムから構成される。これらのシステムは企業の性質、市場の組織、調整・管理の仕組みを通じて、ビジネスのCSRの形態に影響を及ぼすとみられる。NBSの議論は、同じく注目されるR・ホリングスワースとR・ボワイエの社会的生産システム論(Hollingsworth and Boyer 1997)、およびP・ホールとD・ソスキスの資本主義の多様性論(Hall and Soskice 2001)とも、共通する制度的枠組みが認められる。

このNBSと新制度主義社会学を利用して、ヨーク大学のD・マッテンとノッティンガム大学のJ・ムーンは、CSRの類型論を展開して注目を浴びた(Matten and Moon, 2008)。すなわち、CSRになぜ国民的な相違が生じるのかという問題意識から出発し、企業が責任を明確に定義してそれを引き受けようとするインセンティブを持つ「明示的CSR」と、組織的責任の広範なシステムの中に反映された「暗黙的CSR」に区分した(図1参照)。前者の典型は米国企業であり、自由主義市場の中で市民社会に自らの責任を訴えるべくCSRを戦略的に捉えている(Porter and Kramer 2006)。それに対しヨーロッパ企業は、総じて社会への埋め込みの程度が高く、社会諸制度にCSRの価値が一定程度反映されているために、米国企業ほど明示的な責任を果たそうとする動機を持っていない。マッテンとムーンの議論は簡素な二分法ではあるが、制度主義的なCSR論にとっての格好の出発点となった。

しかし、大陸ヨーロッパの調整型市場経済においても、CSRを社会制度に「暗黙裡に」組み込んでおく訳にはいかなくなった。というのも、グローバル化や新自由主義に起因する諸問題が深刻化するにつれて、政策形成環境が大きく変容したために、CSRの明示化が必要になってきたからである。より具体的に言うと、第1に、フォード主義の時期に政策形成局面で支配的だったコーポラティズム的利益媒介システムが衰退し、代わってネットワーク組織の増加や意思決定の多元化が進んできた。その結果、ビジネスに対する社会の要求が強まることになった。第2に、金融面の規制緩和で株式市場や投機が拡大するに伴って、社会的責任投資(SRI)を重視するコーポレート・ガバナンスが求められるようになった。

さらに第3として、労働市場の規制緩和と労働組合の弱体化が進むと同時に、福祉国家にも限界が見え始め、労働者福祉・訓練における責任がビジネスに対して直接的に要求されるよう

になった。最後に、文化システムにおいて明示的 CSR の要求が高まるのは、多国籍企業の活動からも由来する。とりわけ途上国で多国籍ビジネスが与えた、健康、安全、環境、人権へのネガティブな影響に対する批判が高まるというように、社会的な意識が変化したのである。

マルチレベル・ガバナンスは制度主義社会学で主張される「同型化圧力」を強化する傾向を生み、各種の経路を通じてビジネスに明示的 CSR を取る方向へと舵を切らせたと考えられる。

北欧の CSR 戦略

先に述べた CSR の国際標準化の議論のプロセスに、北欧諸国は積極的に関与してきた。その理由として第 1 に、北欧は国内市場の規模が狭隘なため、海外指向の企業が多く、従ってグローバル市場の基準に大きく左右される。また第 2 に、社会的公正や良質の環境という CSR が求める諸価値は、北欧諸国が伝統的に追求し、相対的に厳格な基準設定などを通じて制度化してきた、ということがあげられる。第 3 に、より積極的な側面として、CSR の国際的普及への貢献は、同時に北欧自身の利益となるはずである、との確信が共有されている。

北欧諸国がメガリジョンとして共同で CSR を推進しているのは、グリーン・ビジネスモデル開発の場合と同様である。やはり北欧閣僚理事会が中心になり、企業の競争力強化、およびグローバル・レベルでの CSR 協力の強化を狙って、2012年に共同の CSR 政策を提起した。そして、国際的に認知された諸基準とガイドラインの促進、グローバルなバリューチェーンにおけるリスクと機会への対応、報告とコミュニケーションの強化を推進している (Nordic Council of Ministers, 2012b)。

CSR 政策をめぐる北欧諸国間の共通性と相違点に関する研究で注目されるのは、ノルウェー・ビジネススクールの A・ミッドトゥンらのグループである (Midttun et al. 2013)。ミッドトゥンはあたかもモンテスキューが権力の分立と均衡を主張したように、CSR の発展を国家、ビジネス、市民社会の均衡を図るための補足的なアプローチとして位置づけ、「資本主義の文明化 (civilizing global capitalism)」と呼んでいる (Midttun 2011)。同グループによれば、スウェーデンとノルウェーは国際的な視野を持って CSR 政策を進めているのに対し、デンマークとフィンランドは国内の経済事情が誘因となったという点で、異なっている。

ノルウェーでは、戦前の1935年にまで遡るが、不況期の中で労使が協調するに至り、そこで現在では CSR に属すると考えられる諸項目が公共政策、立法、団体交渉によって取り上げられたのだ。この協調精神に基づく交渉過程を通じて、社会的コーポラティズム国家が築き上げられた。そうした伝統の上に立つ労働組合側は労使協調を基盤とみなすために、アメリカ起源と受け止められた CSR には、警戒心を持ち続けたのも事実である。

石油大手 Statoil に代表される大企業は国際指向であるため、途上国で人権尊重やビジネスの倫理的側面をめぐって批判にさらされることがあり、政府とも相談しつつ対応せざるを得なかった。そのために、ノルウェーの CSR 促進政策の特徴として、外務省の主導が挙げられる。同国企業は比較的早期に、グローバル経済を視野に入れた人権尊重、環境保護、平和、民主主義の課題に関心を抱いていた (Albareda, 2008)。外務省は、人権尊重の法的な責務は国家にあるものの、ビジネス側も法令順守を超える配慮を行うべきであるとみなし、自国および企業イ

メージの向上も考慮に入れて、CSRのブランド化を狙った。こうした特徴は、CSR白書(2009年発行)が外務省の手によって公表されたことから判る(Norwegian Ministry of Foreign Affairs, 2009)。

ノルウェー・ビジネススクールのデイトレフ・シモンセンらによれば、ノルウェーにおけるCSRの歴史的発展の分析を通じて明らかになったのは、次の6点であり、その特徴が浮かび上がってくる。すなわち、①国家が積極的な役割を果たした、②企業は社会における数多くある重要組織の一つである、③ノルウェー企業では交渉・協力・コンセンサス・参加が当然視される、④管理職と労働者の距離が小さい、⑤中小企業はフィランソロピーの伝統があまりない、⑥CSR関連の諸課題(労働者の権利、環境問題、労働条件、安全性など)は既に法制化されている、などが指摘される(Ditlev-Simonsen et al. 2015)。

スウェーデン政府は外務省が中心となって、2002年に「グローバルな責任」という官民のネットワークを立ち上げ、パートナーシップの手法を駆使している。その目標の第1は、自国企業が国連やOECDのグローバルなCSR基準に慣れ親しむこと、第2にビジネスが人権、適切な労働条件、環境保護、汚職防止の代表になること、そして第3にビジネス活動にCSRを取り込むことで、企業の競争力強化につなげることである(Steurer, 2009)。こうした支援もあってスウェーデン企業は総じて、国際基準への準拠を意図し、ジェンダーの平等、ダイバーシティ経営、気候変動対策、環境技術の開発促進、情報開示、社会的責任投資などの面で世界を牽引している。

デンマーク政府とフィンランド政府のCSR政策は、国内の経済的苦境を打開するという問題意識から出発した。つまりデンマークでは1990年代に、CSR政策が労働問題の解決策として期待された。当時のラスムッセン社会民主党政権がフレキシキュリティ政策を導入し、雇用情勢への積極的な対応をビジネスに求めたのである。そして労働省を中心に「社会的包摂のためのパートナーシップ」が設けられ、労働省による社会的排除対策や環境省主導の企業のEMSの宣伝・普及活動が展開された。

今世紀に入ると政府は、M・ポーターの戦略的CSR論から影響を受け、ビジネスの積極的な役割を重視しながら、政策的関心も雇用から経済政策や貿易へと移行させていった。すなわち2008年公表の第1次CSR行動計画において、①企業主導の社会的責任の普及、②普及における公共セクター重視、③公共セクター自体の役割、④責任ある成長に向けた国のマーケティングを認定し取り組むことを表明している(Danish Government, 2008)。こうしてデンマークでも、国家がCSRにおいて積極的な役割を引き受けている(Nielsen & Frederiksen 2015)。

フィンランドでは1990年代初頭の経済危機の際、大量解雇や大規模な企業移転を経験し、従来の福祉国家による対応には限界があることが認識された。折しも、リオの地球サミット(1992年)での持続可能な発展論が反響を呼び、企業の競争力強化と価値創造に重点を置いたCSR政策に注目が集まり始めたのである。雇用経済省の組織した社会的企業責任委員会、およびビジネスの全国組織がそのための中心的組織となった。こうして、ISO14001の普及や環境報告書の発行なども急速に進んでいった。

「企業」や「ビジネス」を一括して捉えてCSR戦略を議論するのが、乱暴であるのは言う

までもない。フィンランドでも他国と同様に、輸出志向の大企業、国内市場に依存する伝統的な中小企業、そしてイノベーションを引き起こしているベンチャー企業というカテゴリーに少なくとも分類され、それぞれCSRの理解、課題、対応はもちろん同一ではない。ここでは詳しく論じる紙幅はないが、大企業は例えば国内で問題になっていない児童労働に配慮しなければならない。他方、中小企業は法規制の比較的厳格な国内マーケットで日常業務に追われているのが実情である。とはいえ、新しい中小企業の中には、クリーン技術、リサイクル、再生可能な素材など、CSRと親和的な事業活動を進めやすい経営環境がある(Mikkilä et al. 2015)。

繰り返しになるが、環境、人権、労働といったCSRで擁護・推進される諸価値は、北欧では福祉国家とコーポラティズム的政策形成を通じて追求されてきた。そうした中で、ビジネス主体のCSRがどうして必要なのか、という疑問も提出された。加えて、CSRによって従来の合意方式が崩されるのではないかと、主として労働組合側の懸念もないわけではない。

多くの研究は、北欧諸国(オランダなどの小国も含めて)が社会民主主義的な伝統に従って、経営者団体と労働組合の自主的な協調によるコーポラティズムを基盤にして社会経済問題に対応してきたことを重視している。さらに政府も加わって三者間の協議と協調を通じて、CSRの課題に取り組んできた伝統がある。ミッドトウンらの研究によれば、北欧福祉国家は自由主義型資本主義から登場したCSR論に違和感を抱くのではなく、むしろ前者の補完政策として位置づけている(Midttun et al. 2006)。

したがって、環境を重視するグリーン・ビジネスモデルとインセンティブ・モデルも、既に取り組んでいる政策のアリーナの中で理解される。グリーン・ビジネスモデル報告書は、規制当局と民間企業の対話が課題の共通理解に有用であり、望まれる解法や次なる規制に必要なであると述べている(Bisgaard et al. 2012)。パイロットモデルやロールモデルが、上記の協調的取り組みを促進させもするのである。

5 結語：SDGs時代における北欧の戦略

これまで、北欧のグリーン成長戦略論の研究の発展を紹介するとともに、CSR論を導きの糸としてビジネスと政策フレームワークの連関について考察してきた。北欧閣僚会議が2011年に提示した共通のグリーン成長戦略の中で、イノベーションとビジネスの革新が中心的課題となった。本稿では、2011年から翌年にかけて行われたグリーン・ビジネス研究を中心に紹介したが、引き続いてバイオ・エコノミーと産業共生システムの調査・研究が行われた(Annala and Teräs 2017)。後者の動向については、本稿では取り上げられなかったため、別稿において改めて議論する予定である。

北欧のグリーン成長においては、第1に各国が小国性の自覚に基づいて、メガリージョン・レベルでの協調とイニシアチブが重視されていることから、マルチレベル・ガバナンスの機能に注意を払う必要がある。第2に、高度福祉国家の伝統をいかにグリーン成長に活かすのか、という問題意識が強く、社会包摂、公平性、透明性を重視しつつ公共部門の戦略的利用、市民の参加、企業の社会的責任を追求している姿がうかがえる。第3に、ビジネスの社会的な埋め込みの程度が高いことを踏まえ、既存の労使・官民パートナーシップなどが政策的基盤として

利用できる。そこで、グリーン・ビジネスの支援や企業倫理の向上をイノベーション政策の一環として捉え、新たなジャンルの公共政策を模索している。ただし、それはまだ開始されたばかりのため、公式の政策として確立させてゆく努力が必要である。

最後に、国際社会は現在、2030年に向けたSDGsへの取り組みが要請される段階に入っており、今後はその諸目標・ターゲットとの擦り合わせや整合性が求められるはずである。しかし、その際でも北欧諸国は、SDGsの統合的発展の諸目標の達成度において相対的に進展している。経済、社会、環境の3分野における比較的バランスの取れた視点は、SDGs時代における一つのグリーン成長モデルを提供している、と見ることができよう。

注

- 1) <https://sustainabledevelopment.un.org/sdgs> (2017年9月17日閲覧)
- 2) アイスランドは人口33万人程度であり、地理上も隔絶されているといったやや特殊な事情ゆえに、本稿では取り上げていない。
- 3) 指標の例として、The Global Cleantech Innovation Index, The Global Green Economy Index, Environmental Performance Index, The Climate Change Performance Index などがある。
- 4) 高村ゆかり「瀬戸際の多国間主義：温暖化対策、米離脱も強固」『日本経済新聞』朝刊、2017年10月13日。
- 5) http://ec.europa.eu/europe2020/index_en.htm (2017年9月17日閲覧)
- 6) <http://ec.europa.eu/environment/action-programme/> (2017年12月13日閲覧)
- 7) Norden, Green Growth the Nordic Way (Web magazine), April 2014. (<http://www.norden.org/en/theme/green-growth/magazine/issues/green-growth-april-2014-pdf>, 2017年9月20日閲覧)
- 8) <http://www.nordicenergy.org/programme/energy-transport-programme/> (2017年9月20日閲覧)
- 9) <http://www.nordforsk.org/en/programmes/programmer/toppforskningsinitiativet> (2017年9月20日閲覧)
- 10) 本節の議論には、拙著第4章(長岡 2014)の要約が一部含まれている。
- 11) <https://www.unglobalcompact.org/> (2017年9月18日閲覧)

参考文献

- Albareda, L. et al. (2008), The Changing Role of Governments in Corporate Social Responsibility: Drivers and Responses, *Business Ethics: A European Review*, 17(4).
- Annala, K. and Teräs, T. (2017), Nordic Working Group for Green Growth: Innovation and Entrepreneurship 2013-2016, (Nordregio report 2017: 2), Nordregio.
- Carroll, A. B. (2008), A History of Corporate Social Responsibility: Concepts and Practices, in Crane A. et al. (eds.), *The Oxford Handbook of Corporate Social Responsibility*, Oxford University Press, chap. 2.
- Danish Government (2008), Action Plan for Corporate Social Responsibility.
- Ditlev-Simonsen, C., Hoivik, H. and Ihlen Ø. (2015), Historical Development of Corporate Social Responsibility in Norway, in Idowu, S. O., Schmidpeter, R. and Fifka, M. S. (eds.), *Corporate Social Responsibility in Europe: United in Sustainable Diversity*, Springer International Publishing.
- EPA (2009), Green Servicing for a More Sustainable US Economy: Key Concepts, tools and analyses to inform policy engagement, EPA.
- European Commission (2001), Green Paper: Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility, COM (2011) 366 final.
- European Commission (2011), A Renewed EU Strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility, European Commission. COM (2011) 681 final.
- FORA (2010), Green Business Models in the Nordic Region: A Key to Promote Sustainable Growth (Green Paper).

- Hall, P. A. and Soskice, D. (2001), An Introduction to Varieties of Capitalism, in Hall, P. A. and Soskice, D. (eds.), *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford University Press.
- Hollingsworth, R. and Boyer, R. (1997), Coordination of Economic Actors and Social Systems of Production, in Hollingsworth, R. and Boyer, R. (eds.), *Contemporary Capitalism: The Embeddedness of Institutions*, Cambridge University Press.
- Matten, D. and Moon, J. (2008), "Implicit" and "Explicit" CSR: A Conceptual Framework for a Comparative Understanding of Corporate Social Responsibility, *Academy of Management Review*, 33(2).
- Midttun, A. (2011), Civilising Global Capitalism, Midttun, A. (ed.), *The Nordic Model: Is it Sustainable and Exportable?*, Norwegian School of Management.
- Midttun, A., Gautesen, K. and Gjøberg, M. (2006), The Political Economy of CSR in Western Europe, *Corporate Governance*, 6(4).
- Midttun, A., Gjøberg, M., Kourula, A., Sweet, S. and Vallentin, S. (2013), Public Policies for Corporate Social Responsibility in Advanced Welfare States, in Midttun, A. (ed.), *CSR and Beyond: A Nordic Perspective*, J W Cappelens Forlag AS.
- Mikkilä, M., Panapanan, V. and Linnanen, L. (2015), Corporate Social Responsibility in Finland: From Local Movements to Global Responsibility, in Idowu, S. O. (eds.), *op.cit.*
- Nielsen, M. E. J. and Frederiksen C. S. (2015), Political Institutions and Corporate Social Responsibility: A Nordic Welfare State Perspective from Denmark, in Idowu, S. O. (eds.), *op.cit.*
- Nordic Council of Ministers (2011), The Nordic Region: Leading in Green Growth (Report by the Nordic prime ministers' Working Group for Green Growth), Norden.
- Nordic Council of Ministers (2012a), Green Business Model Innovation: Conceptualisation, Next Practice and Policy (Nordic Innovation Report 2012: 12), Nordic Innovation.
- Nordic Council of Ministers (2012b), Nordic Strategy for Corporate Social Responsibility: Supporting Nordic Businesses for Tomorrow, Norden.
- Norwegian Ministry of Foreign Affairs (2009), Corporate Social Responsibility in a Global Economy, Report No.10 to the Storting.
- OECD (2011), *Towards Green Growth*, OECD Publishing.
- OECD (2013), Why New Business Models Matter for Green Growth, OECD Green Growth Papers 2013-01, OECD Publishing.
- Porter, M. E., and Kramer, M. R. (2006), Strategy and Society: The Link between Competitive Advantage and Corporate Social Responsibility, *Harvard Business Review*, 84(12).
- Reich, R. (2017), *Saving Capitalism: For The Many, Not The Few*, Icon Books Ltd.
- Sapir, A. (2006), Globalization and the Reform of European Social Models, *Journal of Common Market Studies*, 44 (2).
- Skidelsky, R. (2010), *Keynes: The Return of the Master*, PublicAffairs.
- Steffen, W. et al. (2015), Planetary Boundaries: Guiding Human Development on a Changing Planet, *Science*, Vol. 347, Issue 6223.
- Steurer, R. (2009), Public Policies on CSR Awareness Raising in the EU-25, Institute of Forest, Environmental and Natural Resource Policy, Universität für Bodenkultur, Wien.
- Whitley, R. (1999), *Divergent Capitalisms: Social Structuring and Change of Business Systems*, Oxford UP.
- イエーニッケ・マルティン/ミランダ・シュラーズ/クラウス・ヤコブ/長尾伸一編 (2012) 『緑の産業革命：資源エネルギー節約型成長への転換』 昭和堂。
- 蟹江憲史 (2017) 「序章：持続可能な開発のための2030アジェンダとは何か：SDGsの概要と背景」 蟹江憲史編著 『持続可能な開発目標とは何か：2030年へ向けた変革のアジェンダ』 ミネルヴァ書房。
- 長岡延孝 (2014) 『「緑の成長」の社会的ガバナンス：北欧と日本における地域・企業の挑戦』 ミネルヴァ書房。
- ステイグリッツ・ジョゼフ (2016) 「日本版への特別寄稿」 『ユーロから始まる世界経済の大崩壊』 徳間書店。

(Stiglitz, J. (2016), *The Euro: How a Common Currency Threatens the Future of Europe*, W W Norton & Co Inc.)

Keywords : グリーン成長, 北欧協力, グリーン・ビジネスモデル, CSR, 国民的ビジネスシステム